

JXグループのシンボルマークについて



新日鉱ホールディングス

記者各位

新日本石油株式会社(本社:東京都港区西新橋一丁目、社長:西尾進路)と新日鉱ホールディングス株式会社(本社:東京都港区虎ノ門二丁目、社長:高萩光紀)は、本年10月30日に締結した経営統合契約および同日作成した統合持株会社設立のための株式移転計画に基づき、両社株主総会および関係当局の承認等を前提として、鋭意、統合に向けた準備を進めておりますが、このほど、2010年4月1日に誕生する予定のJXグループのシンボルマークを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

JXグループのシンボルマークならびに統合持株会社および各中核事業会社のシンボルマークは、共通して、次のとおりとします。

このマークは、グループの基本的な理念に基づき、地球環境とJXグループの永続性を象徴しています。「JX」が球体と交わるデザインは、JXグループが、エネルギー・資源・素材における創造と革新を通じて、緑の地球、すなわち持続可能な経済・社会の発展に貢献していくことを表現しています。



【グループ名称について】

「JX」は、グループの基本的な理念を象徴する名称です。「J」は、日本を代表する世界有数の「総合エネルギー・資源・素材企業グループ」を、「X」は、未知への挑戦、未来への成長・発展、創造性・革新性などを、それぞれ表しています。

なお、グループ名称および各社社名のロゴは、次のとおりです。

【和文ロゴ】

JXグループ

JXホールディングス株式会社

JX日鉱日石エネルギー株式会社

JX日鉱日石開発株式会社

JX日鉱日石金属株式会社

【英文ロゴ】

JX Group

JX Holdings, Inc.

JX Nippon Oil & Energy Corporation

JX Nippon Oil & Gas Exploration Corporation

JX Nippon Mining & Metals Corporation

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

新日本石油株式会社 広報部広報グループ TEL:03-3502-1124

新日鉱ホールディングス株式会社 CSR・広報担当 TEL:03-5573-5129

米国証券取引委員会 (SEC) への文書提出

新日本石油株式会社(以下「新日本石油」)および新日鉱ホールディングス株式会社(以下「新日鉱HD」)は、共同株式移転案(以下「本件共同株式移転」)に関連してForm F-4 登録届出書(以下「Form F-4」)を米国証券取引委員会(以下「SEC」)へ届け出る可能性があります。Form F-4 を提出することになった場合、その内容として、目論見書(prospectus) およびその他の文書が含まれることとなります。目論見書およびその他Form F-4 に含まれる文書は随時修正される可能性があります。Form F-4 を提出することになった場合、提出されるForm F-4および目論見書には、新日本石油に関する情報、新日鉱HDに関する情報、共同株式移転ならびにその他の関連情報(取引の条件を含む)などの重要情報が含まれることとなります。新日本石油および新日鉱HDの米国株主におかれましては、各社の株主総会において共同株式移転について議決権を行使される前に、本件共同株式移転に関連してSEC に提出される可能性のあるForm F-4、目論見書およびその他の文書を注意してお読みになるようお願いいたします。Form F-4 が提出された場合、目論見書およびその他本件共同株式移転に関連してSEC に提出される全ての文書は、提出後にSEC のホームページ(www.sec.gov)にて無料で公開されます。更に、株主の皆様には、本件共同株式移転に関連してSEC に提出される目論見書およびその他全ての書類を無料で配布させていただきます。配布をご希望の方は、ファックスにて新日本石油(+81-3-3502-9860)または新日鉱HD(+81-3-5573-5139)までお申し込み下さい。

将来見通しに関する注意事項

本通知には、将来見通しに関する記述が含まれています。これらの将来見通しに関する記述は、「考えます」、「期待します」、「見込みます」、「計画します」、「意図します」、「はずです」、「するつもりです」、「予測します」、「将来」、その他、これらと同様の表現、または特に「戦略」、「目標」、「計画」、「意図」などに関する説明という形で示されています。多くの要因によって、本文書に述べられている「将来に関する記述」と大きく異なる実際の結果が、将来発生する可能性があります。かかる要因としては、(1)マクロ経済の状況またはエネルギー・資源・素材業界における会社の競争環境

などの業界の一般的な状況、(2) 規制、訴訟に関する事項およびリスク、(3) 法制上の変化、(4) 税法その他の法律の改正、一般的経済状況の変化が及ぼす影響、(5) 取引を完了させるための条件が満たされないリスク、(6) 取引のために必要とされる規制当局の承認が取得できないリスク、または、承認が得られても予測せぬ条件が付帯するリスク、(7) 取引の遂行に関連するその他のリスクなどが含まれますが、これらに限定されるものではありません。